



県内の団体・企業のみなさんへ 県の補助制度ができました！

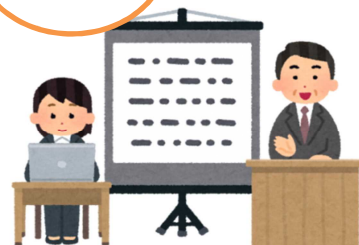
イベント開催時には、聴こえない方、聴こえにくい方への合理的配慮をお願いします！

兵庫県は、聴覚に障害のある方が参加しやすいよう、主催イベントにおける「手話通訳や要約筆記等による意思疎通等の手段の確保（＝情報配慮）」に取り組んできました。また、平成30年4月には「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称ひょうご・スマイル条例）」も施行しています。

主催イベントでの情報配慮に取り組む団体・企業を支援するしくみ（県補助制度）があります！ぜひご活用ください！

聴こえにくくても
参加しやすい！
助かります！

手話通訳や要約筆記が
ついたら
イベントの内容がすごく
分かりやすいね！



1 補助制度について

対象	兵庫県内に所在する団体・企業
対象となる経費	県内開催行事における手話通訳者・要約筆記者派遣の経費 ※1※2
補助金額	派遣経費の1/2（上限5万円）
申請期間	令和2年4月1日～ ※2
補助回数	1申請者につき、将来にわたり1回

※1 開催行事は以下のいずれかの要件を満たすこと

- ①不特定多数の参加者がいる参加者300人以上の行事
- ②聴覚障害者の参加が確定している行事（参加者300人未満でも可）

補助の対象となる経費は行事当日に限り、前日等の事前打合せは補助の対象外となります

※2 行事開催が令和3年3月31日以前のものに限ります

2 申請にあたって

(1) イベント広報物（チラシ、ポスター、Web サイト等）には必ず「手話通訳・要約筆記あり」と明記してください。

→聴こえない人、聴こえにくい人に分かりやすいものとなります。

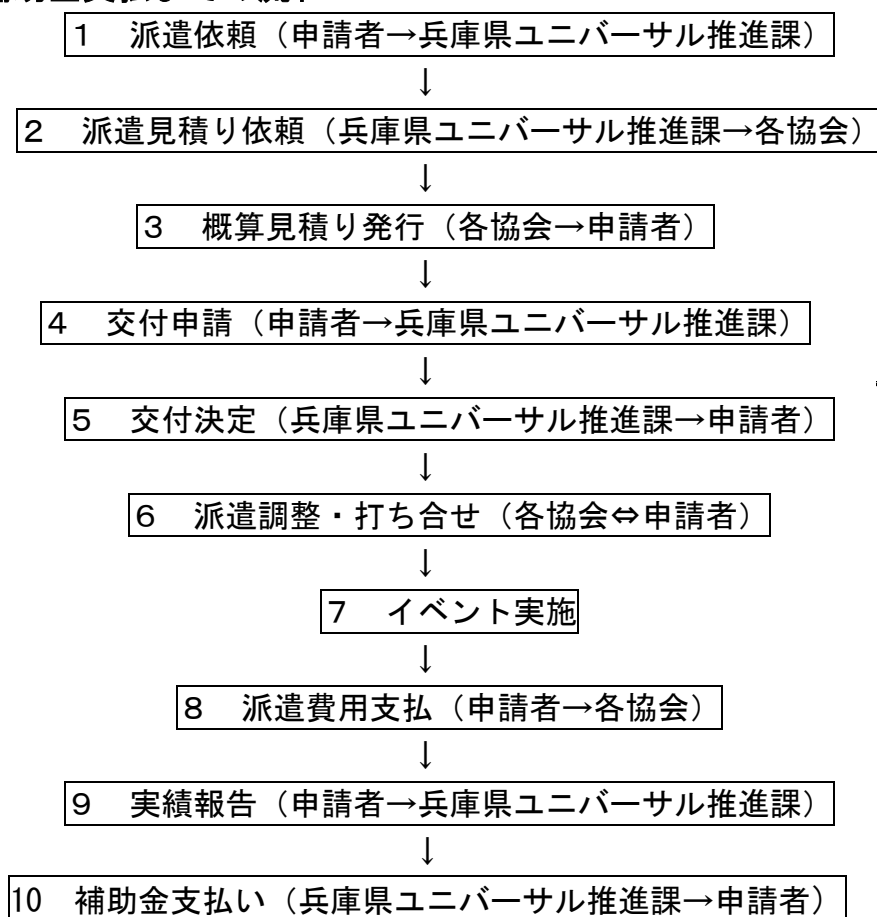
(2) イベントに関する問い合わせや申込は、電話以外（メール、FAX など）でも受け付けるようにして下さい。聴こえない・聴こえにくい人は電話が苦手です。

（要検討例）申込 FAX 送信後に、お手数ですが電話にて着信確認をお願いします。

→（改善例）申込 FAX 送信後に、こちらから受付済の FAX もしくはメールを送ります。
2、3日過ぎても受付済の FAX もしくはメールが届かない場合は、お手数ですが再度申込 FAX 送信をお願いします。

(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣は、兵庫県聴覚障害者協会及び兵庫県難聴者福祉協会による派遣を必須とします。

3 申請から補助金支払までの流れ



4 申請書類等

こちらの県 HP からダウンロードできます。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/universal/kigyojouhouhairyo.html>

見積り依頼書をご記入の上、下記申込先までメール、もしくは FAX して下さい、

【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課 社会参加支援班

TEL : 078-341-7711 (内線 2830) FAX : 078-362-9040

E-mail : universal@pref.hyogo.lg.jp